

# 石川県公報

令和8年6月9日

第13914号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		選挙管理委員会	
○保安林の指定予定	(森林管理課) 1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	5
○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A地域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり)の一部変更	(水産課) 1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(同) 2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
○入札公告	(産業政策課) 2	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
○入札公告	(警察本部) 4		

## 告示

### 石川県告示第206号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年6月9日

石川県知事 山野之義

- 保安林予定森林の所在場所  
羽咋郡宝達志水町原口20、1016から1023まで
  - 指定の目的  
水源の涵養
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第207号

令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり)(令和7年石川県告示第228号)の一部を令和8年5月26日に次のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月9日

石川県知事 山野之義

変更後		変更前	
第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群		第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
9,700トン		9,700トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン	石川県西海地区中型まき網漁業	2,700トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン	石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	2,400トン	石川県定置網漁業	2,400トン
石川県その他漁業	現行水準	石川県その他漁業	現行水準

### 石川県告示第208号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年6月9日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

石川県知事 山 野 之 義

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
桑 原 明 志	七尾市佐々波町ソ部13番地	佐々波	行う。	石川県漁業協同組合佐々波支所
寺 下 隆 志	七尾市佐々波町ニ部89番地			
土 井 義 彦	七尾市佐々波町ニ部79番地			

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年6月9日

石川県知事 山 野 之 義

#### 1 調達内容

##### (1) 購入件名及び数量

ア 高速ビデオシステム 一式

イ 静電気試験器 一式

ウ ニードルパンチ機 一式

##### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

ア 令和8年12月25日

イ 令和8年11月30日

ウ 令和9年2月26日

##### (4) 納入場所

石川県工業試験場

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該

金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類を令和8年6月29日(月)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札 令和8年7月14日(火)午前10時00分

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

イ 入札 令和8年7月14日(火)午前10時20分

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

ウ 入札 令和8年7月14日(火)午前10時40分

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年6月9日

石川県知事 山 野 之 義

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 契約件名

警察車両の自動車任意保険契約

#### (2) 内容

入札説明書による。

#### (3) 期間

令和8年7月1日午後4時から令和9年7月1日午後4時まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有する者で次に掲げる条件の全てに該当しかつ知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定に基づき、損害保険業の許可を付与された者であること。

(5) 県内に事業所を置く者であること。

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和8年6月15日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### 4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和8年6月17日（水）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和8年6月19日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和8年6月19日(金)午後1時30分

石川県警察本部庁舎4階 401会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和8年6月9日

石川県選挙管理委員会

18,316人

### 石川県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和8年6月9日

石川県選挙管理委員会

214,471人

### 石川県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1

を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和8年6月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	123,643人
七 尾 市 選 挙 区	13,162人
小 松 市 選 挙 区	28,720人
輪 島 市 選 挙 区	5,934人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	9,289人
加 賀 市 選 挙 区	17,251人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,063人
か ほ く 市 選 挙 区	9,986人
白 山 市 選 挙 区	30,867人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,109人
野 々 市 市 選 挙 区	15,007人
河 北 郡 選 挙 区	17,502人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,083人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,643人

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和8年6月9日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214,471人